

丸森町総合評価落札方式  
落札者決定基準

令和5年6月  
丸森町



## 1. 総則

本基準は、丸森町が発注する工事における請負者の選定を、特別簡易型総合評価落札方式で実施するにあたっての基準を示すものである。

## 2. 総合評価点の算定方法

(1) 総合評価は、入札参加者のうち、次のいずれの要件も満たす者を対象に行う。

ア 入札参加者が公告に定めた必要な要件を満たし、無効でない者。

イ 価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた技術等の資料（以下「総合評価技術資料」という。）を提出した者。

ウ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価点は、次の算式により算定する。

総合評価点＝価格評価点＋価格以外の評価点

(3) 価格評価点と価格以外の評価点の配点は次のとおりとする。

①価格評価点 80点

②価格以外の評価点 20点

## 3. 価格評価点の算定方法

(1) 価格評価点は、次の算式により算定する。

満点応札率 A (%) = (直接工事費×0.97+共通仮設費×0.9+現場管理費×0.9+  
一般管理費×0.68) ÷ 設計額×100

応札率 105%における価格評価点が 0点

応札率 A%における価格評価点が80点の2点を通る

$x^2/a^2 + y^2/b^2 = 1$  ( $b > a > 0$ ) で示される楕円の式により算出される以下に示す y の値 (正) とする。

価格  
評価  
点

・ 価格評価点  $y = (b^2 \times (1 - x^2/a^2))^{1/2}$

y : 価格評価点

x : (応札率 - A) (%)

a : 105 - A

b : 80点

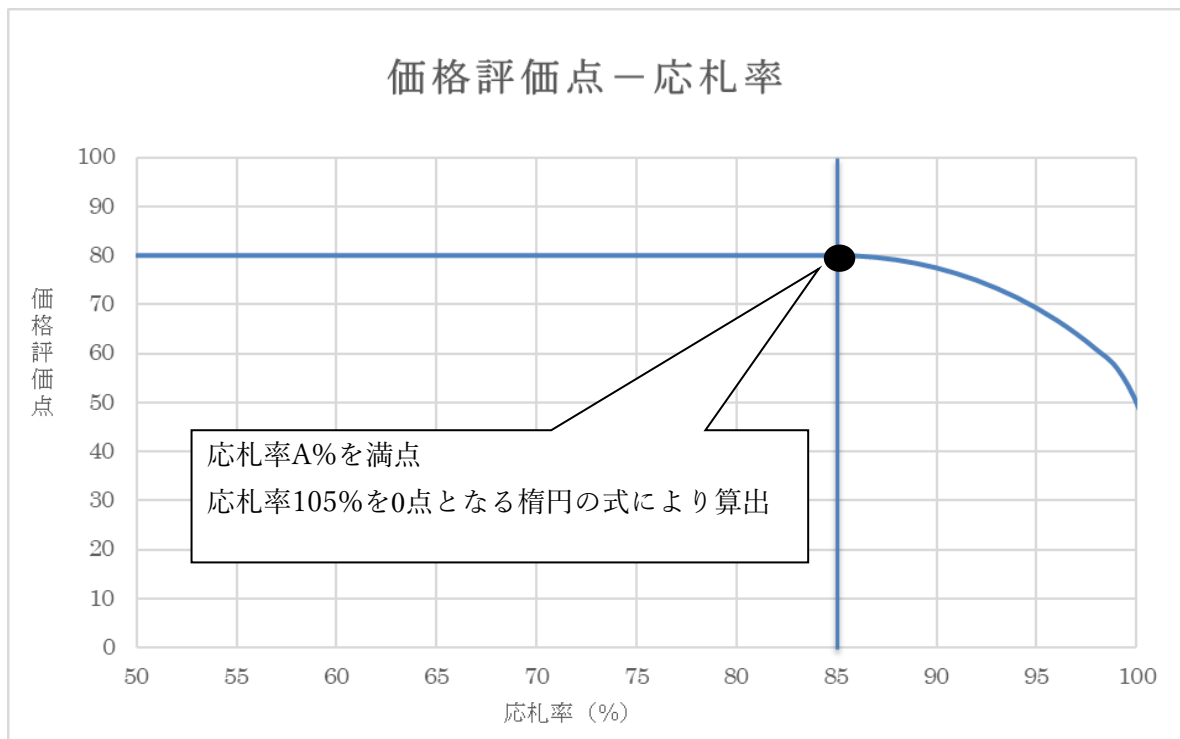
※ (A% ≥ 応札率) の場合 (レベル区間)

入札率 A% 以下は、価格評価点の満点を一定とする。

価格評価点  $y = 80$  点

(評価点は、少数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位とする。)

## 価格評価点算定グラフ



### 4. 価格以外の評価点の算定方法

(1) 価格以外の評価点は、入札参加者が提出した総合評価技術資料により、価格以外の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

(2) 総合評価技術資料の提出が無い者の取り扱い

- ・総合評価技術資料の提出が無い者は失格とする。

(3) 価格以外の評価点は、入札参加者の申告を最大点とし、錯誤の取り扱いにより発注者が行う修正評価は減点措置のみとする。

(4) 虚偽の申告による応札は失格とする。

・虚偽の申告とは、入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で入札参加者が申告内容を証明できない場合とする。

(5) 錯誤の申告による応札①

・入札参加者が有している実績以上の内容で申告をした場合で、入札参加者が申告内容が虚偽でないことを明確に証明できた場合は、錯誤による応札とし、最低点評価に修正する。

(6) 錯誤の申告による応札②

・入札参加者が有している実績以下の内容で申告した場合は、錯誤による応札とし、申告内容どおりに評価する。

## 5. 落札者の決定方法

### (1) 落札候補者の決定

・入札参加者で総合評価を実施することとなった者のうち、評価値が最も高い者を落札候補者とする。

### (2) 総合評価点と同点の場合の取り扱い

・総合評価点が高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

### (3) 配置する技術者に対するヒアリング

・落札候補者から提出された資料等の適否を判断するため、必要に応じて配置する技術者に対するヒアリングが出来るものとする。

その場合、例えば以下の項目について確認する。

- ・配置する技術者の経歴、資格
- ・同種工事の経験の有無
- ・同種工事の施工実績として挙げた工事の概要、特に留意した点・工夫した点
- ・当該工事の施工上の課題、特に配慮すべき事項の有無、技術的所見
- ・当該工事に関する質問の有無 等

### (4) 配置する技術者の取り扱い

・配置する技術者の変更は原則認めない。(工場製作等を含む工事又は技術者のやむを得ない事情等により変更が必要と監督職員が認めたときを除く)

・なお工場製作等を含む工事で、施工箇所とは別の工場等に他の技術者を配置する場合は、工事費の過半以上を占める工種を担当する技術者について評価点を算出するものとする。

6. 価格以外の評価項目及び評価点

下記における評価項目についてそれぞれの評価を行い、各々評価点を算出する。

丸森町総合評価落札方式・価格以外の評価項目及び評価基準

評価点の視点		評価項目	評価基準	配点
技術力	企業評価 (施工能力)	施工工事の実績	過去5年間、同種工事の施工実績あり	3
		同種工事の工事成績評定 (過去2年間の最高評点)	85点以上	2
			80点以上85点未満	1
			80点未満または実績なし	0
	配置予定技術者の 能力	主任(監理)技術者の保有する 資格の有無	1級国家資格者又は技術者	2
			2級国家資格者	1
配置する技術者の施工経験の有無		過去5年間、同種工事の施工実績あり	2	
小 計				9
社会性	雇用における社会性の 評価	建設業退職金共済制度導入の有無	建設業退職金共済制度導入済み	1
		退職金一時金制度・企業年金 制度導入の有無	退職金一時金制度・企業年金制度導入済み	1
小 計				2
地域性	営業拠点の所在地	地域内に本・支店の設置	丸森町内に本店有り	2
			丸森町内に支店・営業所等あり	1
	災害に関する地域 貢献	災害協定等による活動実績	①丸森町との災害協定あり ②出動実績あり(過去5年間) ※①、②の両方を満たす場合	2
			①丸森町との災害協定あり ②出動実績あり(過去5年間) ※①、②の一方を満たす場合	1
	除融雪などの貢献	道路の除融雪業務の実績	丸森町の管理する道路の除融雪業務の実績あり(過去2年間)	2
	通常時における地域 貢献活動	地域貢献活動 (ボランティア等)	過去2年間に丸森町内での地域貢献活動 (ボランティア等)の有無	2
雇用における地域 貢献活動	消防団員の雇用	丸森町消防団員の雇用 1名以上	1	
小 計				9
合 計 (価格以外の評価点の最大点数)				20

同種工事の要件

次の要件をすべて満たすプレキャストボックスカルバート工事 (1,000×1,000以上)

- ① 国、県、市町村、特殊法人の発注した工事。(共同企業体としては出資比率20%以上の場合のものに限る。)
- ② 当該工事の開札日の属する年度の直前5ヶ年度及び入札公告日までに完成し引渡しが完了した契約額5千万円以上の土木一式工事。

価格以外の評価点評価項目及び評価基準の説明

1 技術力

(1) 企業評価（施工能力）

①施工工事の実績（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
3	標準	同種工事の実績あり
0	—	実績なし

※以下の全ての要件を満たすこと。

- ・同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- ・同種工事の条件は、当該工事の入札公告(同種工事の条件)欄に記載しているものとする
- ・当該工事の開札日の属する年度の、直前5ヶ年度及び当該工事入札公告日までに完成し引渡し完了した工事を対象とする。
- ・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、共同企業体の代表者の同種工事の経験を対象とする。
- ・共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。
- ・同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。

②同種工事における過去2年間の工事成績評定

配点	記載内容	評価基準
2	優良	85点以上
1	標準	80点以上85点未満
0	—	80点未満または実績なし

※以下の全ての要件を満たすこと。

- ・本入札に係る公告日を基準とし、直前2ヶ年度及び本入札に係る公告日までに完成し、引渡し完了した工事を対象とする。
- ・同種工事のうち、過去3ヶ年の最高評点の通知書の写しを提出すること。

(2) 配置予定技術者の能力

①主任（監理）技術者の保有する資格の有無

配点	記載内容	評価基準
2	標準	1級国家資格者又は監理技術者
1	—	2級国家資格者
0	—	その他

※以下の全ての要件を満たすこと。

- ・当該工種に必要な施工管理技士とする。
- ・主任技術者の保有する資格の内容が確認できる書類を添付すること。

②配置する技術者の施工経験の有無（過去5年間）

配点	記載内容	評価基準
2	標準	同種工事の施工経験 実績あり
0	—	実績なし

※以下の全ての要件を満たすこと。

- ・同種工事とは、発注者が指示する工種を含む工事とする。
- ・同種工事の条件は、当該工事の入札公告(同種工事の条件)欄に記載しているものとする。
- ・当該工事の開札日の属する年度の、直前5ヶ年度及び当該工事入札公告日までに完成し引渡し完了した工事を対象とする。
- ・同種工事の内容が確認できる書類を添付すること。
- ・国、地方公共団体等及び特殊法人等の発注した工事を対象とする。
- ・配置予定技術者が直接管理した(従事期間割合90%以上)同種工事の実績を対象とする。
- ・共同企業体としての実績を認める場合は、構成員としての出資比率20%以上のものに限る。

## 2 社会性

### (1) 雇用における社会性の評価

#### ①建設業退職金共済制度導入の有無

配点	記載内容	評価基準
1	優良	自社導入済み
0	—	未導入

- ・対象制度(経営事項審査で加点評価される以下の制度とする。)

#### 建設業退職金共済制度

- ・経営規模等評価結果通知書等の写しまたは、申告内容を証明する資料を提出すること。
- ・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業すべてを対象とする。

#### ②退職一時金制度・企業年金制度導入の有無

配点	記載内容	評価基準
1	優良	自社導入済み
0	—	未導入

- ・対象制度(経営事項審査で加点評価される以下の制度とする。)

#### 退職一時金制度

「労働協定」又は「就業規則」に退職手当に関する事項について定めがある場合

#### 中小企業退職金共済制度

#### 特定退職金制度

#### 企業年金制度

#### 厚生年金基金制度

#### 適格退職年金制度

#### 確定給付年金制度

#### 確定拠出年金制度

- ・経営規模等評価結果通知書等の写しまたは、申告内容を証明する資料を提出すること。
- ・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成企業すべてを対象とする。

### 3 地域性

#### (1) 営業拠点の所在地

##### ①丸森町に本支店、営業所の所在地の有無

配点	記載内容	評価基準
2	優良	丸森町内に本店あり
1	標準	丸森町内に支店・営業所あり
0	—	なし

・基準日は、最新の丸森町競争入札参加資格承認時とし、事業所の所在地によるものとする。

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

#### (2) 災害に関する地域貢献

##### ①災害協定等による活動実績

配点	記載内容	評価基準
2	優良	①丸森町との災害協定あり ②出勤実績あり（過去5年間） ※①、②の両方を満たす場合
1	標準	①丸森町との災害協定あり ②出勤実績あり（過去5年間） ※①、②の一方を満たす場合
0	—	なし

・別記様式4 災害対応等及び社会的責任等の活動実績を提出すること。

・活動要領及び事務所として参加したことが確認できる報告書、証明書、感謝状、お礼状等の写しを添付すること。

・入札公告日を含む直前5ヶ年間までの活動実績を対象とする。

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

#### (3) 除融雪などの貢献

##### ①道路の除融雪業務の実績（過去2年以内の実績）

配点	記載内容	評価基準
2	優良	丸森町内の道路の除融雪契約実績あり
0	—	なし

・入札公告日を含む直前の2ヶ年間を対象とする。

・丸森町との除雪業務契約書の写しを添付すること。

・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

(4) 通常時における地域貢献活動

①丸森町内での過去2年間の地域貢献活動（ボランティア等）の有無

配点	記載内容	評価基準
2	優良	地域貢献活動の実績あり
0	—	なし

- ・別記様式4 災害対応等及び社会的責任等の活動実績を提出すること。
- ・地域貢献活動とは、丸森町内において、事業所として参加した活動で、当該活動により地域社会に貢献し、住民の生活の福祉向上が図れる活動とする。
- ・地域貢献活動例  
清掃活動、緑化活動、交通安全、防犯対策、消防防災、福祉活動、町主催のイベント協力（金品等のみの提供は除く。）
- ・事業所として参加したことが確認できる報告書、証明書、お礼状（写し）など添付すること。
- ・入札公告日を含む直前の2ヶ年間を対象とする。
- ・当該工事に共同企業体として入札参加する場合には、構成員各社いずれかの実績を申告することができる。

(5) 雇用における地域貢献活動

①丸森町消防団員の雇用実績等

配点	記載内容	評価基準
1	優良	丸森町消防団員の雇用 1名以上
0	—	なし

- ・当該工事の入札公告前日を基準として3ヶ月以上直接的な雇用関係にあるものに限る。
- ・丸森町消防団に任命されているものの名簿を提出すること。

## 7. 提出資料

- (1) 応札者は別記様式1から別記様式4を提出すること。
- (2) 別記様式1には応札者記入欄に応札者自らが該当点数を記入し提出すること。
- (3) 資料は次に従い作成すること。

### ①施工実績

別記様式2に記載すること。記載する同種工事の施工実績の件数は1件でよい。

### ②配置予定の技術者

同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式3に記載し、資格等を証明する書類として資格者証の写しを提出すること。記載する同種の経験の件数は1件でよい。

### ③契約書の写し

①の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。

但し、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報サービス(CORINS)」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できる写しを提出すること。

### ④除融雪業務、災害対応等及び社会的責任等による地域貢献の実績

除融雪業務、災害対応等及び社会的責任等による地域貢献の実績の有無を別記様式4に記載すること。

また、過去5年間の出勤実績を評価の対象とするので、出勤の実績がある場合はその旨を記載すること。

### ⑤過去2年間の同種工事で工事成績評点が記載されている通知書の写し